令和8年4月 保育所等(2号・3号) 募集案内



<お申込み・お問い合わせ先>

保健福祉センター名	係名・電話者	番号(市外局番 0246)	担当する保育所等	
平地区 保健福祉センター	福祉介護係	22-7457	平地区の保育所等 および小島保育園・若葉台保育園	
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係	54-2116	小名浜地区の保育所等	
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係	63-2117	勿来地区・田人地区の保育所等	
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係	43-2116	常磐地区・遠野地区の保育所等 (若葉台保育園を除く)	
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係	27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 (小島保育園を除く)	
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係	32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等	
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係	83-1329	小川地区の保育所等	

【目次】

1. 保育所等とは	——— P1
2. 保育(2・3号)認定の要件	——— P1
3. 利用申込みから決定までの基本的な流れ	——— P2
4. 利用申込みの受付期間や場所等	——— P2
5. 利用申込みに必要な書類	— P3~4
6. 利用調整の結果等	——— P4
7. 保育料(利用者負担額)について	— P5∼7
8. 給食(副食費等) について	— P7∼8
9. 令和8年度 保育所等一覧 ————————————————————————————————————	- P9∼11
1 O. 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」記入例	P12~13

令和8年度 年齡等早見表

ケルム	生年	月日	
年齢	和暦	西暦	
0歳	令和7年4月2日 ~	2025年4月2日 ~	
1歳	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日	2024年4月2日 ~ 2025年4月1日	
2歳	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日	2023年4月2日 ~ 2024年4月1日	
3歳	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日	2022年4月2日 ~ 2023年4月1日	
4歳	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日	2021年4月2日 ~ 2022年4月1日	
5歳	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日	2020年4月2日 ~ 2021年4月1日	

[※] 申請書に記入する年齢の参考としてください。

1. 保育所等とは

この募集案内における保育所等とは、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業(小規模保育事業、 事業所内保育事業、家庭的保育事業)」のことです。

また、これらの施設を利用するためには、児童ごとに、子どものための教育・保育給付認定における "保育(2・3号)認定"を受ける必要がありますが、この認定を受けることができる方(保育所等を 利用できる方)は、次の要件に該当する方に限られます(認定こども園は、保育認定の要件に該当しな い場合でも3歳以上であれば1号認定として利用が可能)。

2. 保育(2・3号)認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 ※1か月当たりの就労時間が48時間以上に限る	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の2か月 程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事中が必然 フェンス 問
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	事由が継続している間
求職活動等	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	3か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	
その他	・被災した自宅の復旧にあたっている場合 ・育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合 ・児童に障がいがあり統合保育を希望している場合 など	事由が継続している間

- ※ **認定後に、これらの事由が変更となった場合は、速やかに変更申請書をご提出ください。** また、認定後に、これらの事由が消滅した場合、保育所等は原則、退所(園)になります。 なお、子ども・子育て支援法に基づき、毎年度、事由継続の有無を確認させていただきます。
- ※ 保育所等を利用する意思がなく、育児休業の延長を目的としたお申込みはお断りしています。

【子どものための教育・保育給付認定の区分と利用可能な保育所等との関係】

児童の年齢	認定区分	認定の要件	利用できる施設			
元里の一脚	心化区刀	1 記述の安計	保育所	認定こども園	地域型保育事業	
満3歳以上	1号認定	2号以外	_	0	_	
一 何 3 成以上	2号認定	トヨの東内に数ツ	0	0	_	
満3歳未満	3号認定	上記の事由に該当	0	0	0	

3. 利用申込みから決定までの基本的な流れ

- ① 第1希望の保育所等を所管する保健福祉センターが設定する受付会場において必要書類を提出
- ② 保育の必要性と希望する施設の順番に応じて利用調整
- ③ 利用調整結果(利用決定等)のお知らせ

4. 利用申込みの受付期間や場所等

◎ 受付期間

令和7年10月1日(水) から 10月31日(金) まで

◎ 受付場所と時間

地区や保育所等によって会場や日時が異なりますので、市のホームページ等で第1希望の保育所等の会場や日時をご確認の上、必要書類を提出してください。

◎ 来所による申請が困難な場合

オンラインによる申請も受け付けております。詳しくはこちらをご覧ください ⇒ ※ 申請にはマイナンバーカード等が必要となります。

なお、申請書は記載内容や提出書類が多いことから、窓口来所による申請をおすすめしています。

【重要】申込みにあたっての注意事項等(必ずお読みください)

- ① 保育所等の利用開始日は4月初日からが基本となります。
- ② 利用を希望する児童と一緒に、保育所等を事前に見学してください。

特に、0歳児(乳児)の保育を希望する場合、お子様をお預かりできる月齢が保育所等によって 異なりますので、希望する保育所等が保育可能な月齢を事前に必ずご確認ください。

なお、O歳児保育を実施している保育所等はP9~11の保育所等一覧によりご確認ください。

- ③ 児童への特別な支援(保育士の加配等)を希望される方は、各地区の保健福祉センターへお早めにご相談ください。
- ④ 会場には、保育所等の利用を希望する児童も一緒にお越しください。
- ⑤ 次のような場合も申込みが必要となります。
 - ・ 令和8年4月から転園を希望する場合
 - ・ 令和7年4月利用以降の申込みで待機になっている方で、令和8年4月からの利用を希望する場合。(待機中の希望施設と同じでも改めて申込みが必要)
- ⑥ 利用の決定は先着順ではありませんので、受付時間前に会場に並ぶなどの行為はご遠慮ください。
- ⑦ 感染症予防のため、次の内容にご協力ください。
 - 体調がすぐれない方の来場はご遠慮ください。
 - ・ 見学や来庁の際に、大人の方はマスクの着用や手指の消毒等にご協力ください。
 - 会場内が混雑している場合などは、お車での待機をお願いすることがあります。
 - ・ 必要書類を記入していない状態でお持ちになる場合は、ボールペンをご持参ください。
- ⑧ 今回の募集及び調整の結果、保育所等に空きがある場合は令和8年1月中旬ごろから2次募集を 行う予定です。(詳しくは後日、市のホームページでお知らせします。)

5. 利用申込みに必要な書類

次の①~③の書類すべてが必要になります。

なお、申請内容に虚偽があった場合、子どものための教育・保育給付認定や保育所等の利用決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」(以下、申請書)申請児童1名につき1枚です。

② 保育が必要な事由を証明する書類

すべての保護者の分が必要です。

また、児童2名以上の申請の場合、証明書類は1名分で結構です。

	に、児里と名以上の中間の場合、証明書類は「名分で結構です。			
保育が必要な事由	証明書類			
就労	 ◎ 「就労証明書(市指定様式)」 ※ 市ホームページ掲載の最新の様式をお使いください。 ※ お勤めの方は、勤務先が記入したものに限ります。(備考欄の通勤時間も勤務 先が記入) なお、自営業の場合は自署でかまいませんが、就労証明書以外に確定申告書 や営業許可証、開業届などの写しが必要です。 			
妊娠・出産	◎ 「親子(母子)健康手帳」または「診断書」の写し※ どちらも、分娩予定日(出産日もしくは出産予定日)が確認できるものに限ります。また、親子(母子)健康手帳の場合は表紙の写しも提出してください。			
疾病・障がい	◎ 「診断書」や「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」 などの写し※ 診断書は、通院回数や入院期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できるものに限ります。			
介護・看護	◎ 「介護状況届出書(市指定様式)」と「(介護又は看護を受ける方の)診断書、 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」などの写し※ 介護状況届出書は、申請者(保護者)の方が記入してください。 また、診断書は、療養期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できる ものに限ります。			
求職活動等	◎ 「求職活動等申立書(市指定様式)」と「ハローワーク受付票」や「雇用保険受給資格者証」などの写し			
就学	◎ 「在学証明書」と「学生証など」の写しのほか、「週当たりの就学時間が確認できる書類」※ 在学証明書は、在学期間が確認できるものに限ります。			
その他	育休中である場合は上記「就労証明書」を提出してください。(育休明けの場合、 復職日は、遅くとも令和8年5月1日までとなります。) また、その他は担当の保健福祉センターへお問い合わせください。			

この他、世帯の状況により次の書類を提出してください。

	ひとり親世帯の方	\rightarrow	ひとり親であることが確	認で	できる書類(児童扶養手当証書や戸籍謄本等)
_	ロロゼー陸が、土	/ =	キロガナ ヘナハ ゼッフナ		ログ・オイドなは同じさせきていままなるでし

- □ 同居者に障がい者(申請児童も含む)がいる方 → 障がい者手帳や特別児童扶養手当証書等の写し
- □ 現在または1月1日時点の住民登録地が市外の方
 - → 当該市町村が発行する住民税が確認できる書類(市町村民税課税証明書など)

③ 個人番号(マイナンバー)確認書類等

規定により、申請書に個人番号を記入された方全員の個人番号を確認する必要がありますので、次のいずれかの書類をお持ちください。(個人番号通知書は確認書類として利用できません)

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード(カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ有効)
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し
 - この他、申請書類をお持ちになった方の身分証(運転免許証など)が必要となります。

【重要】申請書記入等にあたっての留意事項(必ずお読みください)

- ① 申請書の記入例(P12~13)をご参照のうえ、希望施設の空き状況を必ずご確認ください。 ※ 令和8年4月からの利用に係る保育所等の空き状況は、令和7年9月下旬ごろまでに市のホームページに掲載します。
 - なお、申請書の施設名欄の左側には、 $P9 \sim 1.1$ の保育所等一覧に掲載している $2 ext{ } ext{$
- ② 申請書の希望施設欄には、真に利用する意思のある保育所等を記入してください。
 - 特に、転園の申込み(市内での保育所等の転園に限る)の場合、転園が決定した後に辞退されますと、在籍していた保育所等に発生した空き枠への選考結果に大きく影響します。
 - このため、**転園が決定した後に辞退された場合、現在の在籍施設を退園していただくことがあ**りますので、ご注意ください。
- ③ 利用申込みの書類提出後に、申請書に記入した内容等が変更になった場合は、必ず担当の保健 福祉センターへ、速やかにご連絡ください。
 - また、利用申込みを辞退される場合も、担当の保健福祉センターへ必ずご連絡ください。
 - なお、**保育所等の利用が決定した後に申請内容が変更となっていたことが発覚した場合、その 内容によっては決定を取り消します**ので、ご注意ください。

6. 利用調整の結果等

利用調整の結果は、令和7年12月下旬ごろまでにお知らせする予定です。

また、利用調整の結果は、決定等の内容に応じて次のとおりお知らせします。

調整結果	利用可能施設	お知らせするところ
11⊞=TAK	保育所(市立及び私立)	利用可能施設を所管する保健福祉センターから
利用可能 認定こども園、地域型保育事業		利用可能施設から
落選	_	第1希望の施設を所管する保健福祉センターから

なお、決定等となった施設を辞退する場合は、必ず担当の保健福祉センターへご連絡ください。

保育認定児童のうち、3歳以上の児童に係る保育料は無料です。

また、3歳未満の児童に係る保育料は保護者(両親)の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施 設にご確認ください。

〈3歳未満の保育認定児童に係る月額保育料〉

世帯の階層区分			標準時間	短時間
生活保護世帯		Α	0円	0円
	市町村民税非課税	В	0円	0円
市田	丁村民税均等割のみ課税	С	11,000円	10,500円
	48,600円未満	D1	14,000円	13,500円
	48,600円以上 65,000円未満	D2	21,000円	20,500円
	65,000円以上 75,000円未満	D3	23,000円	22,500円
虚	75,000円以上 85,000円未満	D4	25,000円	24,500円
町 村 民	85,000円以上 122,000円未満	D5	28,000円	27,500円
市町村民税所得割課税額	122,000円以上 131,000円未満	D6	33,000円	32,500円
割課	131,000円以上 168,000円未満	D7	37,000円	36,500円
額	168,000円以上 213,000円未満	D8	42,000円	41,500円
	213,000円以上 220,000円未満	D9	47,000円	46,500円
	220,000円以上 353,000円未満	D10	54,000円	53,500円
	353,000円以上	D11	57,000円	56,500円

① 保育料算定の考え方

保育料は、保護者(両親)の市町村民税額により算定しますが、ひとり親家庭で、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税額により保育料を算定します。

また、未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となりますので、ご注意 ください。

なお、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- 4月から8月までの保育料 → 前年度の課税額により算定
- ・ 9月から3月までの保育料 → 当該年度の課税額により算定

② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所(市立及び私立)	いわき市	毎月25日(土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日) ※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

③ 保育料の軽減措置

ア. ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者(※)のいる世帯の月額保育料

- (1)生計を一にする子どもが2名以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目 以降となる場合 → 0円
- (2) 3歳未満の保育認定児童が1人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		С	5,000円	4,750円
市町村民税	48,600円未満	D1	6,500円	6,250円
所得割課税額	48,600円以上 77,101円未満	D2~4	9,000円	9,000円

- ※ 障がい者とは、次のa~eのいずれかに該当する場合です。
 - a 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
 - b 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
 - c 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障がい児のいる世帯
 - d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者のいる世帯
 - e 福島県療育手帳制度要綱第3に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

イ. 多子世帯の保育料(上記アに該当する児童を除く)

- (1)市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合で、3 歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料
- (2) 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など(※)を同時に2人以上利用している場合で、3歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料
 - ※ 保育所など

保育所(認可外は除く)、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、 情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援 (3) D2からD11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが3人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が18歳未満の子どもの3人目以降となる場合は、該当する階層の金額(2人目半額に該当する場合は半額後の金額)から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D 2 階層	
D 6 階層 ~ D11 階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に1/4を乗じた額 b) 当該世帯がD5階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に 1/2を乗じた額

④ その他(保育料に関する注意事項)

◎ 保育所等の利用開始後に市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、不足額の調整等を行うことがあります。

また、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。

- © 離婚や再婚などにより家庭状況に変化があった場合、変更申請書の提出が必要になりますので、 利用施設を所管する保健福祉センターへ必ずご連絡ください。
- ◎ 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、控除前の課税額で保育料を算定します。
- ◎ 保育料の算定にあたって、「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。

8. 給食(副食費等)について

保育所等における保育認定児童の給食(主食及び副食)に係る取扱いについては、次のとおりです。

PHYSH 31 - SELVE PHYSHOW CONTROL AND A TENTO PHYSHOW THE SELVE AND TENTO PHYSHOW THE SELVE AND THE S									
年齢	区分	主食 (ごはんやパンなど)	副食 (おかずや牛乳、おやつなど)						
3歳以上	提供	保護者負担(費用を徴収して保育所	保育所等で提供						
3 成以上	費用	等で提供する施設もあります)	施設(設置者)が設定した金額を徴収						
2 # + #	提供								
3歳未満	費用	保育料	に含まれる						

なお、1号(教育)認定に係る給食の取扱いについては、その提供の有無や金額が施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

① 3歳以上の保育認定児童に係る副食費の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
市立保育所	いわき市	毎月25日(土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日) ※ 原則、口座振替をお願いしています。
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

② 副食費の免除対象者

1号認定児童及び3歳以上の保育認定児童(以下、2号認定)に係る副食費の免除対象者等の取扱いは次のとおりです。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降		
1 中國中	77,101円未満	免除			
1号認定	77,101円以上	副食費あり	免除		
2旦韧宁	57,700円未満	免除			
2号認定	57,700円以上	副食費あり	免除		

- ※1 「ひとり親家庭」及び「障がい者のいる家庭」における2号認定児童の場合は、1号認定の 欄に記載されている市民税所得割課税額等の考え方が適用されます。
- ※2 第3子等の数え方は次のとおりです。
 - 1号認定 → 小学3年生以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。
 - 2号認定 → 小学校就学前以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。
- ※3 未申告等により市町村民税額が確認できない場合、市町村民税所得割課税額による免除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

令和8年度保育所等一覧

【注意】申請書の施設ナンバー欄には、以下の施設No.を必ず記入してください。

	地区名	施設 No.	保育所等名	所在地	電話番号 (市外局番 0246)	利用定員 (R7.8.1時点)	乳児 受入可能時期
		0 1	白土保育所	平字愛谷町一丁目4番地の1	22-6608	160	57日~
		02	あさひ保育園	平中神谷字北鳥沼 34番地	34-2052	56	57日~
	平	03	豊間保育園	平薄磯字南作 62 番地	39-3101	50	57日~
		04	高久保育園	平下高久字清水1番地の4	34-2375	80	57日~
		05	永崎保育所	永崎字川畑 217番地の1	55-7244	80	57日~
		06	古湊保育所	小名浜字田ノ入80番地の1	92-3356	110	57日~
	小名浜	07	本町保育所	小名浜字蛭川新川間 35 番地	92-3355	180	57日~
		08	渚保育所	小名浜字中原2番地の23	92-3901	70	57日~
		09	鹿島保育所	鹿島町久保字山崎4番地	58-2637	30	
		10	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪21番地の1	56-6232	80	57日~
		11	下川保育所	泉町下川字前ノ原 74番地	56-6214	50	-
		12	泉保育所	泉町三丁目2番地の7	56-6213	110	57日~
		13	玉露保育所	泉玉露三丁目 13番地の5	96-6067	63	-
市		14	渡辺保育所	渡辺町田部字岸8番地	96-6044	60	57日~
立		15	錦保育所	錦町作鞍4番地	62-3053	85	57日~
保育		16	窪田保育所	勿来町窪田馬場 43 番地の1	64-7259	24	-
所	勿来 田人	17	菊田保育所	山田町東川原 13 番地	62-3052	46	-
'''	四八	18	山田保育所	山田町堀ノ内 104番地の3	62-3054	22	-
		19	田人保育所	田人町黒田字一ノ倉 49 番地の 1	69-2301	20	-
	ᅶᄹᅘᄍ	20	常磐第一保育園	常磐湯本町栄田 71番地の1	42-3097	50	
	常磐 遠野	21	常磐第二保育園	常磐湯本町山ノ神 20番地の1	42-3243	80	57日~
	逐到'	22	遠野保育所	遠野町上遠野字白幡 106 番地の 2	89-2525	40	-
		23	宮保育所	内郷宮町金坂 152 番地の1	26-3634	59	-
	内郷	24	綴保育所	内郷綴町町之内 36 番地の 1	26-2530	94	57日~
	好間	25	内郷保育所	内郷高坂町四方木田 188 番地	26-2928	130	57日~
	三和	26	三阪保育所	三和町中三坂字四座 48 番地	85-2029	20	
		27	三和保育所	三和町渡戸字宿頭 118番地の6	87-2001	20	-
	四倉	28	四倉保育所	四倉町字五丁目8番地の8	32-2117	92	57日~
	久之浜大久	29	久之浜保育所	大久町小久字連郷89番地の1	82-2540	40	-
	小川	30	小川保育所	小川町高萩字下川原 127 番地の 1	83-0404	68	-

	ᆘᅜᅎᄼ	施設		=r /- h	電話番号	利用定員	乳児
	地区名	No.	保育所等名	所在地	(市外局番 0246)	(R7.8.1 時点)	受入可能時期
		31	たかつき保育所	平字六人町 26番地の30	25-4765	60	50日~
		32	むつみ保育所	平字東町 14番地の1	21-1682	80	43 日~
		33	かべや保育園	平中神谷字寺前 28 番地	34-3033	100	60 日~
		34	螢保育園	平山崎字熊ノ宮 42 番地の1	34-7654	140	90 日~
	平	35	来迎保育園	平下神谷字宿 38 番地	34-7717	120	43 日~
		36	中央台保育園	中央台飯野一丁目 25 番地の 1	28-1171	280	57日~
		37	若葉台保育園	若葉台一丁目 24番地の3	29-6071	90	6 か月~
		38	小島保育園	内郷小島町作田3番地	26-3724	110	57日~
		39	梅香保育園	平字梅香町3番地の8	23-4097	145	3か月~
	1. 615	40	いわき・さくらんぼ保育園	鹿島町下蔵持字沢目 20番地の1	58-5616	110	57日~
私	小名浜	41	愛宕保育園	小名浜字鳥居北 55 番地の3	92-2727	140	6 か月~
立		42	東田保育園	東田町一丁目 27番地の6	62-2989	120	60 日~
保育	勿来田人	43	大倉保育園	錦町中迎二丁目5番地の1	62-4306	120	45 日~
所		44	みそら保育園	勿来町酒井北ノ内4番地	65-7442	60	6週~
///		45	金山保育園	金山町朝日台9番地の2	63-9648	120	60 日~
		46	植田保育園	佐糠町一丁目4番地の1	62-3051	110	60 日~
	常磐遠野	47	船尾保育園	常磐下船尾町村山5番地の1	44-6027	120	4 か月~
		48	さかえ保育園	常磐上湯長谷町扇田 74 番地	44-2875	360	57日~
		49	まことアソカ保育園	常磐湯本町宝海 133 番地の 7	44-2551	30	3か月~
		50	白水のぞみ保育園	内郷白水町入山 10番地の 18	26-1002	4 0	57日~
	内郷	51	さくら保育園	好間町下好間字沼田 112 番地	36-5456	120	57日~
	好間 三和	52	好間保育所	好間町上好間字馬場前 19番地の3	36-2342	80	57日~
	<u>二</u> 和	53	あしび保育園	好間町上好間字田代 67番地の8	27-3355	4 0	2 か月~
	四倉久之浜大久	54	三宝保育園	四倉町下仁井田字北追切 19 番地	32-3915	120	43 日~
		55	認定こども園りんごの木	平谷川瀬二丁目 15番地の 15	25-4024	73	6 か月~
		56	九品寺こども園(総合教育・乳幼児コース)		22 1741	105	2 か月~
		57	九品寺こども園(インターナショナルコース)	平字九品寺町3番地の2 	22-1641	195	
認		58	平幼稚園	明治団地80番地の5	23-5375	90	6 か月~
定	平	59	神谷こども園	平中神谷字南鳥沼 26 番地	34-2981	136	8 か月~
IJ		60	さとがおかキンダーガーデン	郷ヶ丘三丁目 18番地の3	28-2777	116	6 か月~
ども		61	はと保育園	平赤井字田中 43 番地	23-8210	120	43 日~
園		62	平第一幼稚園	平山崎字熊ノ宮 53番地の1	34-2453	199	6 か月~
		63	あかい幼稚園	平赤井字田中5番地	23-5421	75	-
	1. 4.7	64	あそびの森こども園	鹿島町船戸字堤7番地	58-3404	200	6 か月~
	小名浜	65	わかぎ幼稚園	小名浜字下明神町 33番地の1	92-3807	132	8 か月~

	地区名	施設 No.	保育所等名	所在地	電話番号	利用定員 (R7.8.1時点)	乳児 受入可能 時期
	小ねに	66	かしま幼稚園	鹿島町走熊字渡折19番地の1	29-3303	150	-
	小名浜	67	泉幼稚園	泉町四丁目5番地の3	56-6420	236	6 か月~
認		68	錦星こども園	錦町花ノ井 18 番地	88-1189	200	6 か月~
定	勿来	69	なこそ幼稚園	勿来町窪田伊賀屋敷 58 番地の 2	64-7458	220	6 か月~
ت	田人	70	リズムの丘こども園	勿来町関田北作 115 番地	64-7429	101	6 か月~
ど		71	あざみ野こども園	川部町赤坂 110 番地	78-0666	50	10か月~
も	常磐遠野	72	松の実こども園	常磐松久須根町内田1番地の1	29-2255	197	6 か月~
遠		73	寿幼稚園	好間町北好間字塊坪10番地の3	36-2811	95	_
	内郷好間三和	74	さかえ幼稚園	内郷御台境前田 16番地の1	26-2484	105	8か月~
	四倉久之浜大久	75	久之浜こども園	大久町小久字連郷 15 番地の 1	82-3127	99	6 か月~
	T	76	子供の部屋保育園	平字愛谷町二丁目7番地の7	23-3731	19	2 か月~
		77	ひなた保育園	平字尼子町2番地の9	25-5699	15	6 か月~
		78	くほんじひらくぼ保育園	平中平窪字杉内 27番地の2	24-0211	19	61日~
		79	はなまる保育園	平上荒川字林作 203 番地の1	85-5870	10	43 日~
		80	中央台東保育園	中央台高久二丁目 21 番地	88-7817	19	57日~
		81	パライソエンジェル保育園	鹿島町久保字於振2番地の6	84-8318	19	7か月~
地		82	ベビーハウスわたなべ	鹿島町船戸字林下 16番地の 12	58-5197	5	2か月~
域	ルタに	83	くるみ保育園	小名浜岡小名字広畑 55番地の3	52-0505	19	45 日~
型	小名浜	84	アカシヤ保育園	小名浜大原小滝町 19番地の7	51-6103	19	6か月~
保育		85	もえぎ保育園	泉もえぎ台三丁目3番地の13	68-8357	19	2か月~
事		86	たねまき第二保育園	小名浜諏訪町5番地の16	090-6229-3715	17	2か月~
業	m ttr □ l	87	子供の部屋第二保育園	植田町西荒田 20番地の1	85-0031	19	2か月~
	勿来田人	88	おおくらブランチ ATATAME 保育園	錦町中迎一丁目 11番地の7	38-8103	19	45 日~
	ᆚᄹᅘᄺ	89	ゆしまや保育園	常磐松が台 102番地	81-2525	90	57日~
	常磐 遠野	90	たねまき保育園	常磐上湯長谷町五反田 56 番地の 26	080-5558-3715	10	2か月~
	逐到'	91	ゆもと保育園	常磐下湯長谷町一町田 31 番地の3	38-4602	18	57日~
	内郷好間三和	92	もえぎの森保育園	内郷綴町榎下63番地の1	85-5680	12	2か月~
	小川	93	芽ぶきの原保育園	小川町上小川字後原84番地	83-1284	5	57日~

- ※1 土曜日が午前中のみの保育所等・・・ No.1、6、7、12、15以外の公立保育所
- ※2 No.9、16、29は、令和10年度末で廃止する方針のため、3~5歳児クラスの新規受付のみ行います。
- ※3 No.56、57の九品寺こども園は、2歳児から総合教育コースかインターナショナルコースのどちらかを選択するようになります。(詳しくは園にお問い合わせください)
- ※4 No.79、81、89 は施設設置者の従業員の子どもと、それ以外の子どもが利用できる施設(事業所内保育)です。
- ※5 各保育所等の概要は、市のホームページに掲載している「保育所・幼稚園等ガイドブック」をご参照ください。⇒



申請書記入例 (2・3号の場合)

どものための教育・促育給付認定申請書 兼 保育施設室利用申請書

・記入漏れがないように注意してください

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

私は、「利用料算定のための保護者と異なる場合の支給認定等の取消し

• 各項目は黒ボールペンでハッキリと記入してください

• 該当する口にはチェックをつけてください

に係る所得額の確認」「記載内容が事実

	フリガナ			氏コソダ	<u></u> `テ				名 タロウ			_	連絡先	1 0:	父 _母	☑携帯 □自宅	7	•••) -(•••)-•	•••
申請	氏名								太郎			電話	本 级 #	- IZ-	_	☑携帯			_		_	
ii 保護										連絡先			口自宅))- U	-			
者		住	民登	録地		いわ	き市	平字	毎本21番	地出	産予	定の	お子さ	んの類	易合	ì、氏:	名欄	を	「名:	字十う	。 P定_	とし、
	(住民登		居住と異な	地 よる場合(:	は記載)	同上				生	年月	日榻	間は出産	予定E	∃≢	たは	空欄	とし	ノてく	くださ	さい。	
	-111 24			氏) <u> </u>				名			生	年(西暦)		月		E	1	利用開始年 の4.1現在		
	フリガナ コソダテ 氏名 子育								ジロウ — arr			年月				2	年 齢	0)4				
申請	氏名			丁頁	=	二郎				日	2 0	2	3	0	5	0	3	+ /- =n. ¢	7 + =-	2		
児 童	性別	月	続柄	子	障害者 手帳	□有		育士等)加配	□希望す	する		-	籍施設 (の場合)		27	タの旅	設プ	ーンハ	ع—۷	他設名	名を記	堂 載
	マイナンバー		111		刀帜	-/		登録地	笙	口住民			- 07-物口 /		_							
	(12ケタ)	•		••••	••••				場合に記載)	口居	施設	名を	記入す									
					。 場合は、 ************************************			⊒当の	場合に言				ている。 してく			等一	覧 」	の放	∄設N	lo. (2	<u>2ケ</u> 2	<u>タ)を</u>
					ご相談く <i>1</i> 3~8月 <i>0</i>			前年の	1月 日現						_	1月1月	現る	- 1	_		_	
/•\ /	認定を受				7 07,147				2・3号の場								1901		2	2•3号	のみ	チェック
	号(教育)	認定	満	3歳以上	:		/						司時に在				チ:	ĽΨ.		第1~第5希望の		
					第1希	1望 ●	•	××:	×保育所		.57 5_					きょうだし	Щ,			設に落待機を		た場合
[]2号(保 認定	育)		4.1現在) 3歳以上	第2希		•	××	×保育園				⊿ ∮			きょうたり	_			18 / -	E . Z.	+°1 \
					第3希	·望 ●	•	××	×こども園					学済	□ŧ	きょうだし	ハ利	用中		□現在きょうだいが 待機をしている		
Į	☑3号(保	育)	(4	4.1現在)	第4希	望●	•	××	×保育園				□	学済	□き	きょうだし	八利	用中		(本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)		
					申込みの								口見	学済	口き	きょうだし	八利	用中				겥日が 引に限る
(きょうた	ごいか	で発	質する施					エック不顕		希望	する。	パターン	- 必ず-	チェ	ック(と	`h.t	N1つ)			
	3号のみ エック				じ施設を同		きょ	うだいフ	が別々の施	設でも		きょう	うだいが	保育	が』	必要な	事E	出に。	よっ			望通り
			日から	5利用			よい	か同じ	月から利用	1		(1)	同じ施設	の期	間は	こなら						0
施	設の利用	希望其	朋間	4	令和 8 年	4 月	1 E	日 から	令和	12 4	年 3	月	31 ⊟	まで						転園を		□転園
		氏	Q.		児童	生 4	₹月日			ナンバー	_		勤務先					園、		障害	妻	住民
申	(上記申			己載不要)	との 続柄	<u>工</u> 工	旧暦)			2ケタ) ※2			※ 施言			の名和 始時		状況		手帕		登録地
申請児		子育	太良	ß	父	Н5	.1.11	(•••••	••••	•••	•		××	××	建設				□≉	Ī	□別
童の		子育	花子	<u> </u>	母	H6	.8.17	-	•••••	••••		•		××	××	保険				□≉	į į	□別
同居		子育	一良	ß	兄	H30).5.25	5					/ ×	××	小当	学校(1	年)			□≉	į į	□別
家族等		子育	_ -	<u> </u>	妹	R	5.6.6	\dashv			/	1	×××	〈保育	所	同時	申込	み)	\parallel	□≉	Ī	□別
٠,٢					- T.I. (200	+/\n_+	حداث ح		· \			⊀							-		+	□別
※ 1									B込み時点 ださい。			+									=	□別
			+ 汪 4	保護法の				口有		Į.	月		日から)						— 1	7	LI /J'I
ひ	とり親家庭				<u>□円</u> 犬況にある	場合の3	理由			-			1 がら 1 離婚協語			その他	()
※ 1	住民票の	状況	(世帯	5分離等)	に関らず	児童の	祖父	B 以外	の同居者や		司一者	(単,	身赴任中					すべつ	て記れ	成して・	くださ	 เง.

<u>また、児童の祖父母の状況を、裏面に必ず記載してください。</u>

◎現在、または1月1日現在の住民登録地が、独自の住民税の減免が行われている市町村(双葉郡双葉町、大熊町など) である方は、次の利用開始希望月に応じて当該市町村が発行する住民税が確認できる書類を提出してください。 【利用開始希望月】1~8月=前年の税額が確認できる書類 9~12月=その年の税額が確認できる書類

申請	区	分	E	氏名	生年月日	※就学	勤務先 ている場合(は必ず記載	児童世帯との生計	居住地	障害者 手帳
児童	۷۵	祖父	Г	死別」や「離別	」されているた			5 / H5 4/V	口同一口別	□同居 □同一敷地 □隣地等 □その他	□有
の祖	父方	祖		 育 うみ	\$35.8.8				☑同一	☑同居 □同一敷地	□有
の祖父母		祖			\$39.7.7		×××商事	=	□同一	□隣地等 □その他 □同居 □同一敷地	
の状況	母方	父 祖	磐城 やま 		SS9.7.7	^^^间事			☑別	□隣地等・☑その他	□相
況		母								な事由によっては、	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				-	下は、2・3号				こならない場合があ	
				育必要量)区分	☑ 保育	標準時間(1	日11時間ま	(で)	□ 保	育短時間(1日8時間ま	で)
			-添付する各 ⁷ 3致させてく;	種証明書類の ださい。	保護者の状況	兄(施設の利	用開始時点	の状況)			
	保	護者	の続柄	☑父 □母	□ その他()	☑母□	その他()	
	保育	が必	要な理由		娠•出産 □疾病□ 求職活動等	弱・障がい □ 就学 □	□ 育休)			□ 疾病・障がい 活動等 □ 就学 □	育休)
		雇	用等の形態	☑ 常勤 □	非常勤 □ 目	自営 口	内職	□ 常勤	☑ 非常勤	□自営□□	内職
			勤務地	☑ 自宅外(住所:	小名浜花畑町15-	1) 🗆	自宅	☑ 自宅外(信	主所 : 内郷高 :	坂町四方木田191) 🗆]自宅
			通勤時間 寄り道なし)	1日当たり 行き(35)分 帰り(25)分 合	計(60)分	1日当たり 行	iき(10)分	帰り(10)分 合詞	+(20)分
				口月 口火 口時]水 口木 口: 分 ~	金 口土 時	日分	☑月 ☑火		· ·] 目 0 分
		勤務時	固定の場合	1日当たりの平均 1週間当たりの合	勤務時間	時間時間	1日当たりの 1週間当たり	平均勤務時	間 8	3 時間) 時間	
	就労	間(9 時 00 分 ~			① □月 [□火 □水 時	□ 木 □ 金 □ 土 分 ~ 時	日日分
	'n	休憩			□水 ☑木 □ 時 00 分 ~				時	□ 木 □ 金 □ 土 分 ~ 時	分
		含む	変則の場合	③ 口月 口火 時	□水 □木 分 ~	□金□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	L 口日 分	③ □月 □	□火 □水 時	□木 □金 □土 分 ~ 時	日日分
)		1日当たりの平均 1週間当たりの合			9 時間 15 時間	1日当たりの 1週間当たり			時間 時間
		休	業中の場合		月日~ 年月日			□ 産休 □ 病休 □ 介護休暇 □ 育休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※ 産休の場合は「妊娠・出産」、病休の場合は「疾病・障がい」、介護 休暇の場合は「介護・看護」の欄も記載			
В		妊娠	侲•出産	出産予定日 出産後 口 産体	年 木 □ 育休	月	日	出産予定日 出産後 □	産休	年 月 □ 育休	日
具 体	疾	疾	疾病の名称								
的な出	病・ロ	病	入院期間	年 月		年月		年		~ 年 月	日
状況	障が		通院	1週間に □ 身障手帳(回(1回平均 級) 口 精神	時間) 神保健手帳(級)	1週間に □ 身障手帳	回(1回]平均 時間) 口 精神保健手帳(級)
	い		障がい	□ 療育手帳(A・		平体性于收 (19X /	□ 病育手帳			ilyX/
		対	象者の氏名	- 10		護者との続札	丙:)		<u> </u>	(当該保護者との続柄	:)
	介護	介記	獲等の場所等	□ 対象者の自宅 (別居の場合の □ 病院等(病院等)	住所:	居))	□ 対象者の (別居の場・ □ 病院等(症	合の住所:)
	· 看		期間	年月	日 ~	年 月	1 1	年	月 日	~ 年 月	日
	護	Ē	听要時間等	介護等を行う者の 介護等に要する1]水 □ 木 □ : D移動時間 1日当 □日当たりの平均時 週間当たりの合計	たり往復 特間	□ 日 分 時間 時間	介護等を行う 介護等に要す	者の移動時 する1日当た] 木 □ 金 □ 土 □ 間 1日当たり往復 りの平均時間 たりの合計時間] 日 分 時間 時間
		求罪	戦活動等	□ 求職活動中 前職がある場合(口 起業準備ロ の離職日	中 年	月 日	□ 求職活動 前職がある場		起業準備中 I 年 年	月 日
		学村	交等の名称等	名称(住所()	名称(住所()
	就		期間	年月	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	年 月	-	年		~ 年 月	日
Ė	学	Ē.	听要時間等	通学時間 1日当 就学時間 1日当]水 □ 木 □ : iたり往復 iたりの平均(休憩 引当たりの合計(休	含む)	□ 日 分 時間 時間	通学時間 1 就学時間 1	日当たり往復 日当たりの平	复	〕日 分 時間 時間
		7	その他								

● 保育所等を利用している方が利用できるサービス

休日保育

普段、保育所等を利用している子どもについて、保護者の就労等により日曜日や祝日に家庭で子ども を保育することができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。 詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
綴保育所	市立保育所	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
いわき・さくらんぼ保育園、大倉保育園	私立保育所	各施設

● 保育所等を利用していない方が利用できるサービス

一時預かり事業

普段、保育所等を利用していない子どもについて、保護者の週数日のパート就労等により家庭での保育が困難である場合や、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育ができない場合に利用できるものです。 なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。 詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先	
渚保育所	十十四本司	小名浜地区保健福祉センター	
内郷保育所	市立保育所	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	
中央台保育園、若葉台保育園、			
いわき・さくらんぼ保育園、愛宕保育園、	私立保育所		
大倉保育園、さかえ保育園		各施設	
あそびの森こども園、錦星こども園	認定こども園		

● いわきネウボラ おやCoCo窓口

妊娠中や子育て中の方など、いわき市での子育てを考えている方へ、家庭の状況に応じた施設やサービスなどを各地区保健福祉センターの「子育てコンシェルジュ」がご案内します。

地区保健福祉センター名	連絡先(市外局番 0246)
平	TEL 22-7457 (直通)
小名浜	TEL 54-2116 (直通)
勿来・田人	TEL 63-2117 (直通)
常磐・遠野	TEL 43-2116 (直通)
内郷・好間・三和	TEL 27-8691 (直通)
四倉・久之浜大久	TEL 32-2114 (直通)
小川・川前	TEL 83-1329 (直通)